広報 常陸大宮 お知らせ版 No.415 2020.2.10 広報 常陸大宮 お知らせ版 No.415 2020.2.10

パブリックコメント第47号

「常陸大宮市文化財保存活用地域計画(案)」に対するご意見を募集します

泉坂下遺跡に代表される貴重な考古遺物や、各域に残る組立式舞台など、特徴ある歴史・文化が数多く存在する常陸大宮市では、市民協働による文化財等の有効な活用が、地域活性化の一助となることを目指し、市の文化財の保存・活用に関する基本的なアクション・プランとして、「常陸大宮市文化財保存活用地域計画」を作成します。

本計画を作成するにあたり、計画案について市民の皆さんからのご意見を募集します。

- ◎案の公表日 令和2年2月10日(月)
- ○意見の募集期間 令和2年2月10日(月)~令和2年3月10日(火)
- ◎公表案及び公表方法
- ○公表案

常陸大宮市文化財保存活用地域計画(案)

- ○公表方法
 - ・市役所教育委員会 文化スポーツ課 文化・スポーツG(本庁3階)、各支所総合窓口
 - ・市ホームページにて公表

◎意見を提出できる方

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ・市内に存する事務所または事業所に勤務する方
- ・市内に存する学校に在学する方
- ・上記に掲げるもののほか、市に納税義務のある方

◎意見の提出方法

意見の応募用紙は、市のホームページからダウンロードしてください。 また、市役所教育委員会文化スポーツ課文化・スポーツG(本庁3階)、各支所総合窓口に置い てあります。

意見は、次のいずれかの方法で提出してください。

なお、意見応募用紙1枚につき1意見、1メールにつき1意見になります。

- ・直接持参……常陸大宮市役所 教育委員会 文化スポーツ課 文化・スポーツG(本庁3階) ※平日8:30~17:15
- ・郵 送……〒319-2292 常陸大宮市中富町3135-6 常陸大宮市役所 教育委員会 文化スポーツ課 文化・スポーツG
- ・F A X……常陸大宮市役所 教育委員会 文化スポーツ課 文化・スポーツG **20**0295-53-6502
- ・Eメール……bunsupo@city.hitachiomiya.lg.jp

(件名を「常陸大宮市文化財保存活用地域計画(案)の意見」として提出してください)

- ※電話での受付は行いません。
- ※匿名での受付は行いません(提出いただいたご意見について、内容の確認をする際に必要なため)。

◎結果の公表

提出していただいたご意見の内容、検討結果については、次の方法により公表します。

- ・広報常陸大宮お知らせ版及び市ホームページにて公表します。
- ・市役所教育委員会 文化スポーツ課(本庁3階)で閲覧できます。
- ※ご意見をいただいた方の氏名等は、一切公表しません。
- ※提出されたご意見について、個別の回答はしません。
- ※内容が類似するご意見は、取りまとめて公表することがあります。

「常陸大宮市文化財保存活用地域計画(案)」の概要

◎計画作成の趣旨・背景

近年、過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化を背景に各地域の貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課題となる中、従来価値付けが明確でなかった未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに生かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりを整備することが必要となっています。これを踏まえて、文化財保護法が改正され、市町村が作成する文化財保存活用地域計画の文化庁長官による認定等が制度化されました。

泉坂下遺跡に代表される貴重な考古遺物や、各域に残る組立式舞台など、特徴ある歴史・文化が数多く存在する常陸大宮市では、市民協働による文化財等の有効な活用が、地域活性化の一助となることを目指し、市の文化財の保存・活用に関する基本的なアクション・プランとして、本計画を作成するものです。

◎計画の位置づけ

文化財保護法第183条の3の規定に基づく計画として、市の最上位計画である総合計画と、教育委員会の上位計画である常陸大宮市教育振興基本計画の下に位置づけられます。

◎計画期間

令和2年度から令和9年度までの8年間

◎目的

市民と協働した「郷育」による文化財等地域資源の活用促進と地域プライドの創造

◎計画の主な内容

本計画では、当市の歴史文化の特徴と、文化財の「把握」「保存」「活用」それぞれに関する課題を明らかにして、①現行事業の充実 ②政策間の連携 ③市民の主体性の誘引、という3つの方針に基づき課題の解決を進めます。

○把握(所在調査)

- ・市史編さん事業を活用しての推進および歴史民俗資料館・文書館での調査の継続
- ○保存(収集・保存・研究)
- ・個人蔵資料の散逸防止と市の特徴となる資料の収集
- ・文化財指定基準の明確化
- ・指定文化財の計画的な修理・修繕の推進
- ・分散した市有文化財の廃校等を活用した集約
- ・官民協働での、周辺環境も含む文化財の保全及び防犯・防災体制づくり
- ・市史編さん事業及び歴史民俗資料館・文書館での研究の深化
- ・報告書や記録映像の作成及び関連資料の収集等による記録保存
- ○活用(周知・教育普及・活用)
 - ・他部署のサイト等も活用した情報発信
- ・道の駅等、人の集まる場所も会場とした伝統芸能の公開や伝統文化に関連した体験講座の実施
- ・子供たちが学校や家庭で郷土の歴史や文化を楽しく学ぶ工夫
- ・和紙や鮭など伝統的特産品の需要拡大による手漉き和紙や漁法等の伝統技術の継承
- ・泉坂下遺跡や高部宿整備等による市の顔となる文化財の観光資源化
- ・南郷道や城跡などを活用したウォーキング・イベント等の創出

○共涌事項

- ・文化財等地域資源の把握・保存・活用の拠点となる施設及び体制の整備
- ・市各部署や関係自治体との連携・協力

間 本庁 文化スポーツ課 文化・スポーツG ☆52-1111 **20**53-6502

bunsupo@city.hitachiomiya.lg.jp